

## 古文尚書平安中期点における朱声点・点発について

原 卓 志

## 一、はじめに

平安時代における漢籍の学習・訓読に際して種々の註釈書が利用されていたことは先学の御研究によって、その具体的な様相が明らかにされてきた。<sup>1)</sup>ここに取上げる古文尚書平安中期点についても、本文に書入れられた音注・字体注・義注が敦煌本經典積文と同体裁の原初形經典積文単一出典であり、古文尚書の学習・訓読に原初形尚書積文が利用されたことを沼本克明博士が具体的に論証された。<sup>2)</sup>

古文尚書平安中期点は現在、東洋文庫（岩崎本）、東山御文庫（九条本）、文化庁（神田喜一郎博士旧蔵・神田本）の三ヶ所に分蔵されており、各々の複製本が公にされている。<sup>3)</sup>施された訓点については夙に吉澤義則博士が解説を加えられている。<sup>4)</sup>今、加點状況を小林芳規先生の作られた表をお借りして概観すると次頁の表のようになる。

甲種点・角筆点・乙種点・丙種点（鎌倉期のもの）には各々仮名・ヲト点が見られるが、全巻にわたって施されているのは乙種点と恐らく角筆点の二種である。これとは別に表中「声点」として掲げた朱筆がある。この朱筆は声点とともに本文左傍に附された双点（・・）・三点（…）のような点発を含めたものである。朱声点は各種点の訓法とはかかわりなく施されている。このことより小林芳規先生は全巻を一度字音読した時のものであると説かれている。<sup>5)</sup>

卷	篇名	存欠状況	甲種点	角筆点	乙種点	声点	丙種点
一	堯典第一・舜典第二	(欠本)					
二	大禹謨第三・益稷第五	(欠本)					
三	禹貢第一	岩崎文庫本(首欠)	朱	角	墨	朱	
	甘誓第二	九条本	朱	角	墨	朱	
	胤征第四(前半)	九条本	朱	(不見)	墨	朱	
	胤征第四(後半)	九条本	朱	角	墨	朱	
四	湯誓第一・仲虺之誥第二	九条本(卷首篇名と巻尾欠)	墨朱	角	橙墨	朱	
	湯誥第三	(欠本)	墨	角	墨	朱	
	咸有一德第八	岩崎文庫本(首欠)		角	墨	朱	
五	盤庚上第九・盤庚中第十	岩崎文庫本(尾欠)		(不見)	墨	朱	
	盤庚下第十一	神田本(卷首篇名と巻尾欠)		角	墨	朱	
六	泰誓上第一	(欠本)			墨	朱	
	武成第五	九条本(終一行のみ)			墨	朱	
七	洪範第六	九条本(途中一行欠)		(不見)	墨	朱	
八	康誥第十一	九条本		角	墨	朱	
	酒誥第十二	九条本		(不見)	墨	朱	
	梓材第十三	九条本		角	墨	朱	
九	召誥第十四	(欠本)			墨	朱	
	洛誥第十五	九条本(前半欠)		(不見)	墨	朱	
	無逸第十七	九条本		角	墨	朱	
十	君奭第十八	九条本			墨	朱	
	蔡仲之命第十九	(欠本)			墨	朱	
	立政第二十一	岩崎文庫本(首欠)		(不見)	墨	朱	
十一	周官第二十二	岩崎文庫本(首欠)		角	墨	朱	
	康王之誥第二十五	九条本		(不見)	墨	朱	
十二	畢命第二十六	岩崎文庫本		(不見)	墨	朱	
	君牙第二十七	九条本		(不見)	墨	朱	
	罔命第二十八	九条本		(不見)	墨	朱	
	呂刑第二十九	九条本		(不見)	墨	朱	
十三	文侯之命第三十	九条本		(不見)	墨	朱	
	秦誓第三十二	九条本		(不見)	墨	朱	
	卷末目錄						墨

朱点発は従来機能未詳とされてきたものである。<sup>(1)</sup>この朱点発は、朱声点と同様に朱筆で全巻にわたって施されている所から推して、声点と同一時期に同一人物の手によって書入れられたものであろうと考えられる。

本稿では尚書の学習・訓読に經典積文が利用されたという先学の御研究に従って、これら朱声点・点発と經典積文との関係を検討し、従来機能未詳とされてきた朱点発について卑見を述べてみたいと思う。

## 二、朱声点・点発と經典積文との比較

上述の朱声点・点発を本文に即して掲げると次のようなものである（甲種点仮名を片仮名でヲコト点を平仮名であらわす）。

○・濟マては「後體反今作互」河マては「後體反今作互」惟マては「後體反今作互」・沈マては「後體反今作互」州なり（岩2）

○作すこと十又三載（有）（岩8）

このように朱声点・点発の施された「濟」「沈」「載」の諸字を宋刊本系の通志堂本經典積文に求めると、各々次のように記載される。

○濟子體反  
下同

○充採轉  
反轉

○十有三載馬鄭本  
數作年

この他にも朱声点・点発が施された字句が通志堂本經典積文に大字で掲出される被注字として記載されているか否かを調査すると次のような様子を見ることが出来る（字体は十三經注疏本の本文字体により、割注は「」に括弧をつけてる）。

○九河既道（岩3）

○雷夏既澤澤沮會同（岩3）

○三江既入震澤澤既定〔震澤與南大湖名言三江已入致定爲震澤〕（岩29）

○厥草惟夭厥木惟喬〔少長曰夭喬高也〕（岩31）

右の用例で右傍に二重線を附したものは朱声点・点発が施され、かつ經典積文に記載されるものである。一重線を附したものは朱声点・点発が施されているが經典積文には記載されていないものである。「道」「雷」「會」のように、朱声点・点発が施されていても經典積文に記載されない例もあるが、概して朱声点・点発の有無と經典積文の記載の有無とがよく一致しており、偶然による一致とは考え難いようである。そこで、古文尚書平安中期点における朱声点・点発の有無と、通志堂本經典積文における被注字掲出の有無とについて検討してみたいと思う。

次頁に掲げる表（I）が尚書各篇毎の用例数とその比率である（表中上段が用例数、下段括弧内が比率）。

表中、經典積文に被注字として掲出記載され、かつ朱声点・点発が施される（A）例は一〇五〇例。經典積文に被注字として掲出記載されず、朱声点・点発が施される（B）例は一〇六九例。經典積文に被注字として掲出記載されていない、朱声点・点発が施されない（C）例は一八四例となっている。総計二三〇三例に対する割合は、

（A）例 四五・六%

（B）例 四六・四%

（C）例 八・〇%

表 (I)

				立政	計				C	B	A	
74	11	32	31		43	4	24	15				
(100)	(15.0)	(43.2)	(41.9)	(100)	(9.3)	(55.8)	(34.9)					
				畢命	15	1	6	8				
73	7	39	27	君牙	28	1	15	12				
(100)	(9.6)	(53.4)	(37.0)	罔命	66	5	25	36				
39	2	26	11	呂刑	86	4	56	26	338	21	105	212
(100)	(5.1)	(66.7)	(28.2)	文侯之命	58	3	36	19	(100)	(6.2)	(31.1)	(62.7)
34	3	15	16	費誓	47	6	25	16	27	2	12	13
(100)	(8.8)	(44.1)	(47.1)	秦誓	52	6	17	29	(100)	(7.5)	(44.4)	(48.1)
158	22	76	60	△計▽	47	2	14	31	89	3	48	38
(100)	(13.9)	(48.1)	(38.0)		(100)	(12.8)	(53.2)	(34.0)	(100)	(3.4)	(53.9)	(42.7)
46	4	23	19		52	6	17	29	88	5	46	37
(100)	(8.7)	(50.0)	(41.3)		(100)	(11.5)	(32.7)	(55.8)	(100)	(5.7)	(52.3)	(42.0)
63	6	19	38		99	6	56	37	34	6	5	23
(100)	(9.5)	(30.2)	(60.3)		(100)	(4.2)	(29.8)	(66.0)	(100)	(17.6)	(14.7)	(67.7)
61	9	29	23		63	5	30	28	48	5	19	24
(100)	(14.8)	(47.5)	(37.7)		(100)	(7.9)	(47.6)	(44.5)	(100)	(10.4)	(39.6)	(50.0)
2303	184	1069	1050		80	2	50	28	117	3	63	51
(100)	(8.0)	(46.4)	(45.6)		(100)	(2.5)	(62.5)	(35.0)	(100)	(2.6)	(53.8)	(43.6)
					18	1	1	16	104	9	60	35
					(100)	(5.5)	(5.5)	(89.0)	(100)	(8.6)	(57.7)	(33.7)
					24	5	7	12	37	2	20	15
					(100)	(20.8)	(29.2)	(50.0)	(100)	(5.4)	(54.1)	(40.5)
					47	7	13	27	66	3	44	19
					(100)	(14.9)	(27.7)	(57.4)	(100)	(4.5)	(66.7)	(28.8)
									34	3	13	18
									(100)	(8.9)	(38.2)	(52.9)

となっている。この結果からするならば、古文尚書平安中期点において朱声点・点発が施された字句と經典積文に被注字として掲出記載された字句との一致率は、さ程高いとは言えず、朱声点・点発との関係を積極的に裏付けることはできないように思われる。しかし、この表での調査が、經典積文の所謂「卷音義」という性格を考慮して、經典積文における掲出順位と古文尚書本文における出現位置とが正に対応するもののみを採上げたものであるが故の一致率ではないかと思われるのである。

經典積文の注記の中には次のようなものがある（禹貢から挙例する）。

○ 濟子禮反 下同 下同 下同 ○ 導音道

○ 被史者反徐扶 下同 ○ 行下孟反 注同

○ 墳扶粉反後同蓋昭音勃墳 反起也馬云有聲也

それぞれに「下同」「注同」「後同」の注記がなされている。各々が古文尚書本文と対応するのは次表の上段に掲げる例であると考えられるが、「下同」「注同」「後同」の注記が示すのは古文尚書本文において後出する字句、孔伝の注記中の字句であると考えられるのである。つまり、次表下段に掲げる例は「下同」「注同」「後同」に対応するものであるとして經典積文に一致する（A）例として処理することができると思われる。

掲出対応例	「下同」「注同」「後同」対応例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 濟<small>上</small> 河（岩2）</li> <li>・ 道<small>去</small> （九・一オ6）</li> <li>・ 被<small>去</small>（朱） （九・一オ6）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 濟<small>上</small> （岩10）</li> <li>・ 道<small>去</small> （九・二オ4注・三オ8・三ウ4・三ウ6・四オ6・四ウ3・四ウ6・五オ2・五オ4・五オ6）</li> <li>・ 被<small>去</small> （九・一オ7注）</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・行(去)九・五ウ8)</li> <li>・「扶粉」(朱)</li> <li>・墳(去)平(去) (岩6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行(去)九・六オー注)</li> <li>・墳(去) (岩6注)</li> </ul>
---	---

經典積文がこのように古文尚書本文の初出の字句を採上げて注を附し、それ以降に出現する字句に対しては「下同」「注同」「後同」のような注記をもって省略しているということをも今少し押し広げて解釈するならば、「下同」「注同」「後同」のような注記がなくとも古文尚書本文の後出字句と經典積文とが対応することがあると考えられるのである。又、現存する敦煌本尚書積文のうち舜典を対象として、この「下同」「注同」「後同」の如き注記について通志堂本と比較すると次のように「下同」「注同」等の注記の削除、「下同」「注同」等の注記を有する条文の削除が見出される。

敦煌本		通志堂本	
大辟	婢亦反死刑也下同	大辟	婢亦反死刑也
告	所景反過也注同	告	所景反
殛	紀力反誅也注同	殛	紀力反
適子	丁歴反下同		(無し)
卒	子恤反終也後皆同		(無し)
女平	音汝後皆同		(無し)

従って次表下段に掲げる古文尚書本文の後出字句で、朱声点・点発が施され、經典積文には被注字として掲出記載さ

れない（B例に含めていた）例の如きは、尚書本文の先出字句と經典積文との対応に連動して、或いは通志堂本經典積文における「下同」「注同」等の注記の削除として、經典積文と一致する（A）例として算入することができる。考えられる。

古文尚書先出字句	通志堂本經典積文	古文尚書後出字句
・篋 <sub>上</sub> （岩2注） 「音七」 <sub>（墨）</sub> 漆 <sub>・入</sub> 「七」 <sub>（朱）</sub> （岩8） 「天谷反」 <sub>（墨）</sub> 深 <sub>・入</sub> （岩10） 濱 <sub>（平聲）</sub> （岩12） ・藝 <sub>（去）</sub> （岩18）	篋 方尾反 漆 音七 深 天谷反篇韻作他合反 濱 必人反 藝 魚世反	・篋 <sub>上</sub> （岩9・9注・16・26・35） ・篋 <sub>上</sub> （九・一ウ1） 漆 <sub>・入</sub> （九・二オ5） 深 <sub>・入</sub> （岩10注） 濱 <sub>（平聲）</sub> ・右傍反 <sub>（墨）</sub> （岩25） ・藝 <sub>（去）</sub> （九・一ウ3）

更に考慮しなければならないのは、通志堂本經典積文に掲出記載されていないとしても、古文尚書平安中期点に音注・義注・字体注が書入れられている次のような例についてである。

○・岨<sub>（去）</sub>（九・五ウ8）

「巨」<sub>（墨）</sub>

○・影<sub>（去）</sub>（九・六オ7）

「古録字」<sub>（墨）</sub>



これらは、先の沼本博士の説によって、唐鈔本系の經典積文には掲出記載されており、通志堂本經典積文で削除されたものであると判断される。すなわち右のような例も經典積文と一致する（A）例として処理できると考えられる。以上のような操作を行った上で改めて朱声点・点発の有無と經典積文における被注字掲出の有無との関係を調査すると、表（I）は次頁の表（II）のように修正される。

各篇毎に用例数・比率の上で多少の出入があるが平均値では、

（A） 五八・一%

（B） 三三・九%

（C） 八・〇%

となっており、表（I）に比して（A）の比率が高まるのである。（B）の比率は（A）を下回ると言っても、三三・九%という数字は決して低いものではない。先に古文尚書平安中期点に書入れられた音注・義注・字体注は唐鈔本系經典積文に拠ったものであることから、表（I）（B）類の中から（A）類の中に算入する手続きをとった例があった。このような古文尚書平安中期点に書入れられた音注・義注・字体注によって知られる以外にも、なお多くの被注字・注記が通志堂本經典積文で削除されたと考えられる。つまり（B）類は唐鈔本系の經典積文には存し、通志堂本では削除された条文と対応するものと思われる。

現存する唐鈔本系尚書積文は堯典後半部と舜典とからなる敦煌出土の残巻のみである。舜典を取上げて、大字で掲出される本文被注字の有無を敦煌本と通志堂本と比較すると次のようになる。<sup>11)</sup>

① 敦煌本・通志堂本共通に存するもの 一一九例（五一・三%）

② 敦煌本に存して通志堂本に存しないもの 一一〇例（四七・四%）

③ 敦煌本に存せず通志堂本に存するもの 三例（一・三%）



この比較は注記を無視して単純に大字で掲出される被注字のみに着目したものであり、問題も残るが、大よそ表（II）によって得られた比率に近い線が出ている。

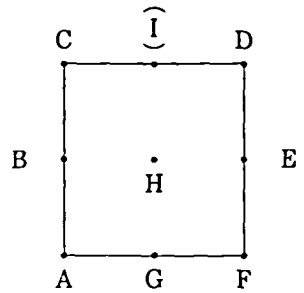
以上の検討により、古文尚書平安中期点に施された朱声点・点発は經典積文（唐鈔本系）と密接な関係があるという見通しが立てられるであろう。そして表（II）における不一致例（B）（C）類は唐鈔本系經典積文と通志堂本經典積文との間の削除・増補にかかわる問題であり、古文尚書平安中期点に施された朱声点・点発と經典積文との関係を否定する例ではないと考えられるのである。但し、（C）類の中には、

○<sup>「ㄣ」</sup>供（九・六才3） 供恭（通志堂本經典積文）

のような例が含まれている。（C）類は通志堂本經典積文で増補されたものと考えられる訳であるが、右の例は墨筆書入れ音注「ㄣ恭」と通志堂本の音注「音恭」とが一致することから、通志堂本の増補によるものではなく、唐鈔本系經典積文にも掲出記載されていたことがわかる。俄かに結論を導き出すことは困難であるが、右の例のように經典積文（唐鈔本系）に掲出記載されていても朱声点・点発が施されない例が（C）類の中に混在しているようである。

### 三、朱声点について

古文尚書平安中期点の朱声点は、沼本克明博士によると次頁の図に掲げるようにA～Hの各位置に施される<sup>(註)</sup>。その上に私にIの位置に施される例を認めて補う。これらの点は、やや内側にずれて施される場合が多く、更に上下のずれと考えられるものも多い。従ってA～Iまでの位置認定の上で微妙な例が多い。又、甲種点の朱筆ヲト点や丙種点の朱筆との重なり等、複製本では識別しにくい例も多い。この朱声点と声調とについて沼本博士の詳細な御研究が



あり、本声点が五声体系で差声されたものであることを論じられた<sup>13)</sup>。本稿ではこの声調体系に関する検討は行わず、經典積文と朱声点との関係という観点で考察を進める。さて、經典積文の注記には音注・義注・本文の異同を含めた字体注（以下字体注と略称する）がある。前節に検討した如くに、經典積文と朱声点・点発が密接な関係を有するとすれば、朱声点は經典積文の注記のうち音注と関係を有するのであろうという予測が立つ。そこで、表（II）で分類した（A）類について經典積文の音注と朱声点との対応を調査したものが次頁に掲げる表（III）である。

表（III）によると、經典積文の音注と朱声点が実によく対応していることがわかる。問題とすべきものは（②）（③）の類である。これは（②）の類が通志堂本で音注を削除したもの、（③）が通志堂本で音注を増補したものと解することができる。ちなみに敦煌本經典積文と通志堂本經典積文との音注の有無を比べてみると、両者に大字で掲出される本文被注字が見出される一一九例のうち、

○通志堂本で音注が削除されるもの 四例（三・四％）

○通志堂本で音注が増補されるもの 一〇例（八・四％）

となっている。比率に差異があるが、これは各篇毎の差異であると考えられ、これらの存在は表（III）とほぼ同じ様相を呈していると見てよいであろう。つまり、古文尚書平安中期点における朱声点は經典積文の音注にはほぼ対応するように施されたと見ることができようであろう。

しかし、朱声点の位置に注目して經典積文の注記との対応を子細に検討するならば、（②）類の中には単に通志堂本での削除であるとは考えられないような例が存し、その朱声点がG・H・Iの位置にあることに注目されるのである。次に掲げる（印刷の都合で朱声点の位置をG・H等という符号を以て括弧内に表示し、下段には韻鏡によって当

表(III)

33	1	0	0	32	畢命	9	1	0	0	8	高宗彫日	計	音注・朱声点ともになし	③	②	①	音注と声点の関係
														朱声点	朱声点	朱声点	
14	1	0	2	11	君牙	16	0	0	2	14	西伯獻鬯		なし	なし	あり	あり	經典釈文に音注あり
17	0	0	2	15	罔命	44	1	0	2	41	微子				あり	なし	經典釈文に音注なし
89	1	0	8	80	呂刑	33	1	0	5	27	秦誓上	267	6	2	15	244	禹貢
22	1	0	2	19	文侯之命	22	0	0	0	22	秦誓中	16	1	0	3	12	甘誓
45	0	0	1	44	費誓	23	3	0	0	20	秦誓下	50	3	2	7	38	五子之歌
36	0	0	0	36	秦誓	36	0	0	1	35	牧誓	44	3	0	4	37	胤征
1339 (100)	33 (25)	7 (0.5)	76 (5.7)	1223 (91.3)	ハ計▽	33	1	2	3	27	武成	26	0	0	1	25	湯誓
						50	0	0	3	47	酒誥	28	0	0	5	23	仲虺之誥
						40	0	0	0	40	梓材	59	3	1	3	52	盤庚上
						44	1	0	2	41	召誥	54	0	0	1	53	盤庚中
						16	1	0	0	15	君奭	21	1	0	0	20	盤庚下
						13	0	0	0	13	蔡仲之命	30	0	0	1	29	說命上
						31	1	0	0	30	多方	23	0	0	0	23	說命中
						35	0	0	1	34	立政	20	2	0	2	16	說命下

該字の声調を掲げる。

古文尚書	經典積文 (注文〔内])	韻鏡
①九 <sub>H</sub> 河 <sub>H</sub> (岩3)	九河〔徒駭一太史二馬頰三覆釜四胡蘇五簡六潔七鈞盤八鬲津九出爾雅〕	河九 上声清濁
②淮 <sub>A</sub> 尸 <sub>G</sub> (岩25)	淮夷〔鄭云淮水之夷民也馬云淮夷二水名孔傳云淮夷之水本亦有作淮夷二水也〕	淮夷 平声清濁
③三 <sub>H</sub> 江 <sub>G</sub> (岩29)	三江〔韋昭云謂吳松江錢唐江浦陽江也異地記云松江東北行七十里得三江口東北入海爲婁江東南入海爲東江并松江爲三江〕	江三 平声清濁
④震 <sub>H</sub> 澤 <sub>H</sub> (岩29)	震澤〔吳都太湖〕	澤震 去声入声
⑤九 <sub>J</sub> 江 <sub>A</sub> (岩40)	九江〔尋陽地記云一曰烏白江二曰蚌江三曰烏江四曰嘉慶江五曰岷江六曰源江七曰廩江八曰提江九曰筩江張須無緣江圖云一曰三里江二曰五州江三曰嘉慶江四曰烏土江五曰白蚌江六曰白烏江七曰筩江八曰沙提江九曰廩江參差隨水長短或百里或五十里始于鄂陵終于江口會于桑落洲太康地記曰九里劉欵以爲湖漢九水入彭蠡澤也〕	江九 上声清濁
⑥江 <sub>G</sub> 沱 <sub>GAG</sub> 潛漢 <sub>GAG</sub> (九・一才2)	江沱潛漢〔四水名本或作潛于漢非〕	江沱 平声清濁
⑦鼻 <sub>H</sub> 南 <sub>Aカ</sub> (九・二才6)	終南〔終南山名漢書地理志一名太一三秦記云又名地肺〕	南終 平声清濁
⑧八遷 <sub>H</sub> (九・一二才5)	八遷〔八遷之書史唯見四〕	遷 平声次清

これらの用例と韻鏡によって得られる声調とを比較するならば、用例の㊸㊹について所謂「ずれ」として処理できそうに思われる。すなわち、㊸「妹」中央H点は去声点のずれ。「邦」字左中央より内側の点は平声軽点がずれたもの。㊹「皇」中央下G点は平声重点のずれ。のようになるであろう。これを㊸㊹の諸例に適用して「ずれ」であると説明しようとすればあながち不可能ではない。しかし、㊶「九河」の例、㊺「震澤」㊻「王若」の例のように異なる声調である二字において、中央H点が全く同じように施されているものを「ずれ」として処理してしまうことは無理であろう。又、㊶「沱」字には中央下G点の他に平声重点が施されているという不自然さがあり、同じく㊶「漢」

<p>㊶王(H)若(H) (九・一七才3)</p>	<p>王若〔馬本作成王若曰注云言成王者未聞也俗儒以為成王骨節始成故曰成王或曰以成王為少成二聖之功生號曰成沒因為諡衛質以為成康叔以慎酒成就人之道也故曰成此三者吾無取焉吾以為後錄書者加之未敢專從故曰未聞也〕</p>	<p>王若 平声清濁 入声</p>
<p>㊷妹(H)邦(B才) (九・一七才3)</p>	<p>妹邦〔馬云妹邦即牧養之地〕</p>	<p>妹邦 去声 平声清</p>
<p>㊸清(H)問(D) (岩399)</p>	<p>清問〔馬云清許也〕</p>	<p>清問 平声次清 去声</p>
<p>㊹倍(D才)差(H) (岩445)</p>	<p>倍差〔側加反下同傳云五百緩也馬云倍二百為四百差者又加四百之三分之一凡五百三十二緩三分緩之一也〕</p>	<p>倍差 上声濁 平声次清</p>
<p>㊺皇(G)帝(D) (岩399)</p>	<p>君帝〔君宜作皇字帝堯也〕</p>	<p>皇帝 平声濁 去声</p>

字中央下G点を去声点のずれであると見ることはできない。これらは最早声点としての機能をはたしえないと思われるのである。沼本博士は特にH点について、ずれ、破音点と考えられるもの他、何らかの注意点として加えられたものがあるかもしれない旨述べられている。今、これらを經典積文との関係という目で經典積文の注記とあわせて見ると、經典積文の固有名詞に対して長目に注される注記と対応しているように見えるのである。つまり㊦㊧㊨の例がそれに当る。㊦は固有名詞ではないが經典積文の注記の長さに注目されるのである。所謂「ずれ」としてどこまでの範囲を認めるのかという問題とかわかって、これら中央寄りのG・H・Iの点を即座に經典積文の固有名詞に対して注された記述と結びつけることはできないが、注意点或いは注示符の機能を考えたとすれば經典積文の注記との関係を想定することもできるかとも思われる。しかし、これらが注意点（注示符）であるとしても、G・H・Iの三者が各々別の機能を有しているのか、或いは全く同じ機能であるのかという問題について回答を持たない所である。今後更に考えてゆきたいと思う。

#### 四、朱点発について

前節までに經典積文の三種類の注、すなわち音注・義注・字体注（本文字句の異同を含む）のうち、音注と朱声点との関係を検討し、固有名詞に対して注された長目の注記（義注）と文字中央寄りに施された注意点（注示符）との関係の可能性について述べてきた。もしこれが首肯されるならば、朱点発は經典積文の字体注との関係において把握されるのではないかと考えられる。又、逆に朱点発と經典積文の字体注との関係が認められれば、注意点（注示符）と經典積文の義注との関係も想定し易くなると思われる。以下、従来機能未詳とされてきた朱点発の機能について經典積文の字体注とのかかわり合いという観点で考察を加えてみたいと思う。



古文尚書平安中期点に施された朱点発（双点・三点）は総計二〇七例である。又、通志堂本經典積文において字体注を有する大字で掲出された被注字は総計一〇四例である。これらの対応関係を調査すると次のようになる。

	(經典積文)	(平安中期点点発)	(例数)	(%)
㉑	字体注あり	あり	七五	三一・八
㉒	字体注あり	なし	二九	一二・三
㉓	字体注なし	あり	六二	二六・三
㉔	(被注字)なし	あり	七〇	二九・七

字体注について敦煌本尚書積文（舜典）と通志堂本とを比較すると次のようになる（但し「古文〇」「古〇字」の如き古文に関する注は除き、注字・被注字の字体の異同は考慮しない）。

	(敦煌本)	(通志堂本)	(例数)	(%)
㉑	字体注あり	字体注あり	四	一〇・〇
㉒	字体注なし	字体注あり	〇	〇
㉓	字体注あり	字体注なし	一六	四〇・〇
㉔	字体注あり	(被注字)なし	二〇	五〇・〇

朱点発と經典積文字体注の両者が存する㉑例が最も多いが、朱点発が存して經典積文字体注がないもの(㉒例)、朱点発が存して經典積文被注字そのものがないもの(㉓例)も各々二六・三%、二九・七%と多い。これは敦煌本に存した字体注を通志堂本で削除した㉒、敦煌本に存した字体注を含む被注字そのものを通志堂本で削除した㉓の例が

各々四〇%、五〇%と高比率であることよって理解される。しかし、通志堂本經典積文に字体注があり、朱点発がない⑥例が二九例（一二・三%）あるのに対し⑥の例、つまり敦煌本では字体注がなく通志堂本に字体注を有する例（換言すれば通志堂本における増補の例）が皆無であることは問題にするべきかもしれない。そもそも字体に関しては敦煌本經典積文が古文で書かれた古文尚書をもとにしているのに対して通志堂本は楷書体（今文）で書かれており、そこに大きな変更がなされているのである。従って、用例数・比率だけの検討では朱点発と字体注との関係を論ずるには不十分であろう。そこで、①②の各用例を具体的に検討することにする。

尚書本文における朱点発が施された漢字字体と經典積文の大字で掲出された被注字字体、注記中の字体との関係を分類すると次の三類となる。

〈第一類〉

尚書本文字体と積文被注字字体が一致。

尚書本文字体と積文注記中字体が不一致。

〈第二類〉

尚書本文字体と積文被注字字体が不一致。

尚書本文字体と積文注記中字体が一致。

〈第三類〉

尚書本文字体と積文被注字字体が不一致。

尚書本文字体と積文注記中字体が不一致。

この三類に分ち、①の例を次に掲げる（古文尚書平安中期点の点発以外の訓点は省略する）。

〈双点の例〉

第一類（五二例）（古文尚書）（經典・積文）

本文字体 || 被注字体

本文字体 || 注記中字体

古文尚書 經典 積文

①漸（岩20） 漸〔如字本文作薪字林才冉反草之相包裹也〕

②蟻（岩25） 蟻〔蒲邊反徐扶堅反字又作蚘韋昭薄迷反蚌也〕

③波（九・一才5） 波〔如字馬本作播榮播澤名〕

④雲（岩41） 雲〔徐本作云〕

⑤雖（九・九ウ8） 雖〔如字或作睢〕

⑥亶（岩98） 亶〔丁但反馬本作單音同誠也〕

⑦醜（岩283） 醜〔況具反以酒爲凶曰醜說文作醜云酒營〕

⑧惟十有三年春〔或作十有一年後人妄看序文輒改之〕

⑨江沱潛漢〔四水名本或作潛于漢非〕

⑩爲臣僕（岩279）

（九・一才2） 臣僕〔一本無臣字〕

第二類（八例）（古文尚書）（經典釈文）

本文字体  被注字体  
本文字体  注記中字体

⑪ 溢 〔於賣反本作溢音逸〕（九・四才5注） 溢〔字又作隘於賣反〕

⑫ 弁（岩84） 掩〔本又作弁〕

⑬ 邵（神・七ウ1） 周召〔上照反本又作邵〕

第三類（五例）（古文尚書）（經典釈文）

本文字体  被注字体  
本文字体  注記中字体

⑭ 溢（九・四ウ7） 溢〔字又作隘於賣反〕（⑪ヲ参照）

⑮ 十余里 數〔色主反下同一本作十所〕

（九・四ウ8注）  
〔上欄未筆「數」〕

〈三点の例〉

第一類（五例）

⑯ 泚（岩 37）

泚〔悦專反鄭本作松當爲泚馬本作均云均平〕

⑰ 泚（九・二ウ 7）

泚〔音牽字又作泚山名一名吳岳馬本作開〕

⑱ 蒲（九・三一オ 1）

蒲〔如字徐又扶各反馬本作薄〕

第二類（三例）

⑲ 嬰（岩 351）

嬰〔九永反字亦作嬰〕

⑳ 併（九・一一オ 3）

併〔本又作併亦作叔同尺六反〕

第三類（一例）

㉑ 淮（岩 11）

淮〔音惟本亦作淮又作維〕

双点の点発の例が第一〜三類で合計六五例。三点の点発の例が第一〜三類で合計九例である。右に掲げた例のうち特に⑨⑩に注目するならば、朱点発と經典釈文字体注との関係が理解されるであろう。

⑨例では古文尚書本文「漢」字左傍双点の他に「潛」字と「漢」字との中間左傍にも双点が施される。この部分、經典釈文の注記によれば「本或作潛于漢非」とあり、古文尚書の或る本には「潛」字と「漢」字との間に「于」字が

入るものがあつたことが知られる。その別本本文は誤りであるとはされているが、点発は正に別本本文における「于」字の存在を示す注記であると考えられるのである。⑩では「臣」字が墨筆補入されている。その左傍に双点が施されている。これも經典積文の注記によれば「一本無臣字」とあり、別の本には「臣」字が無いものがあつたことが知られる。つまり、本文異同に関して点発が施されたと考えられるのである。このように見てくるならば右に掲げた朱点発の諸例が經典積文の字体注と密接な関係を有していることが看取されるのである。

次に二種類の点発、双点と三点との差異について考えてみたいと思う。右掲の例から双点は經典積文の注記に記される別本の別字体一種と対応することがわかる。これに対して三点は⑯⑰⑱⑲の例のように經典積文に記載される別本の別字体二種と対応するものがある。又、⑳㉑では別本の別字体は一種である。全用例数からみると、

三点が別本の別字体二種と対応 六例  
 三点が別本の別字体一種と対応 三例

となつており、朱点発の双点と三点との差異を經典積文における別本の別字体の数と結びつけることができるように思われるが、三点の附された用例が極めて少数であるために断言はできない。もしこれを認めるとするならば⑳㉑のような例は唐鈔本系の經典積文には二種あつた字体注を通志堂本で一種に削減したものであると考えられるであらう。なお、四点をもつて点発を施したように見える例が一例だけある。

⑳ 淮 戸 …… 蟻 珠

淮夷〔鄭云淮水之夷民也馬云淮夷二水名孔傳云淮夷之水本亦有作淮夷二水也〕

(岩25)

經典積文の注によれば別本には「淮夷二水」と作るものがあつたようであり、古文尚書本文の「夷」字と「蟻」字と

の間に「二水」の二字が入る本があったことが知られるのである。とすれば「四点」と見えるこの点発は經典積文に三種の字体注があることを示すものではなく、「二水」の各字を示す双点が並んだものであると解釈されるのである。次に尚書本文字体と經典積文被注字体、注記中字体との関係によって分類した三類について検討してみたい。用例数の上から見るならば、双点・三点の場合、共に第一類が多数を占めている。第二類・第三類については古文尚書平安中期点・唐鈔本系經典積文が古文であるのに対して、通志堂本經典積文が今文を基にするために字体に改変が施された事から生ずる結果であろうか。たとえば⑩では墨筆書入れの「本作溢」によって唐鈔本系經典積文にあっては被注字体が平安中期点本文字体と同じ「隘」字であり、注記には「本作溢」とあったことがうかがわれるのである。又、敦煌本尚書積文（舜典）に「摯 本又作贄音至所執也」とあるのに対して通志堂本には「贄 音至本又作摯」と作るものが見え、被注字体と注記中字体とが唐鈔本系經典積文と通志堂本とで逆転するものもあるようである。他の例についてもこれらと同様の事が考えられるかもしれない。

次に經典積文に字体注があるにもかかわらず朱点発が施されない⑪の諸例を掲げる。

### 第一類（14例）

（古文尚書）

（經典積文）

⑭ 琨（岩33）

琨〔音昆美石也馬本作璣韋昭音貫〕

⑮ 亮（岩72）

亮〔本又作諒如字又力章反〕

### 第二類（10例）

㉔ 赦（九・一ウ1） 赦〔亦作赦〕  
 ㉕ 省（岩191） 省〔息井反一本作省〕

第三類（5例）

㉖ 哲（岩164） 哲〔本又作喆〕  
 ㉗ 俗（九・一九オ8） 洙〔音益又作逸亦作佚〕

先に字体注記に関して敦煌本と通志堂本を比較したが、その際、通志堂本が字体注を増補したと考えられる㉔の例は皆無であった。これに対してこの㉕の例が多いことから、これら㉕の諸例総てを通志堂本での増補にかかる例であると解することはできないであろう。むしろ、これら㉕の諸例が存することによって唐鈔本系の經典積文に字体注があったとしても古文尚書平安中期点においてはその字体注に対応するもの総てに朱点発を施した訳ではないと考えるのが穏当であろう。これは朱筆・墨筆による音注・字体注・義注の書入れ注が唐鈔本系の經典積文によったものであるとしても、經典積文に存する総ての注記を書入れたものではないこと、又、朱声点の場合にも唐鈔本系の經典積文に音注を有するにもかかわらず差声されない例があることと同様に考えておくべきであろう。但し、これらは全体の数からみると一割強の少数であり、大勢は忠実に朱点発が施されたと思われるのである。

㉘の諸例は古文尚書平安中期点に点発が施されているが、該当する經典積文注記中には字体注がないものである。

（古文尚書） （經典積文）

㉙ 瑤（岩33）

瑤〔音遙〕



③〇 餉（九・一五ウ5） 餉〔式亮反〕

③① 餉「慣勅二反本文又作餉」（九・三二オ2） 慣〔勅二反説文之二反〕

これらは唐鈔本系經典積文には存したであろう字体注を通志堂本で削除したものであると考えられる。③①のように墨筆書入れ注記によって唐鈔本系經典積文に字体注記が存したことが知られる例もある。

通志堂本經典積文では唐鈔本系經典積文に存した大字掲出の被注字・注記の全部を削除してしまつたと考えられるのが④の諸列である。今、これらを検討しても唐鈔本系經典積文における字体注と朱点発の関係を積極的に論ずることとはできないが、中に注意しておきたい例がある。

③② 乱臣十人 （泰誓中・神・三オ8）

③③ 言用 （牧誓・神・五ウ4）

③④ 亦非爲乱行 （酒誥・九・一七オ8注）

③②では墨筆補入の「臣」字に対応するように双点の点発が施されている。この形態は正に④第一類⑩の形態と合致する。尚書本文では「臣」字を有するものと有さぬものとの二種があつたのであろう。又、③③④について十三經注疏本の当該箇所を見ると各々次のように作る。

○言是用

○亦爲亂行

③③では「言」字と「用」字の中間左傍に双点の朱点発が施されており、十三經注疏本ではその部分に「是」字を有す

るのである。<sup>15)</sup>㉓では「非」字左傍に双点の朱点発が施され、十三経注疏本では「非」字を有さないのである。<sup>16)</sup>つまり、本文に異同が存する部分に朱点発が施されているのである。これらは古文尚書平安中期点における朱点発が唐鈔本系の經典積文における字体注と密接に結びついているということの直接的な証拠とはならないが、一つの傍証となるであらうと思われる。

以上、古文尚書平安中期点における朱点発について經典積文と比較しつつ検討してきた。そして、従来機能未詳とされてきたこれら朱点発が唐鈔本系經典積文における字体注と密接な関係を有しており、本文の異同や別本の別字体を示す機能を有しているのではないかという解釈を試みてきた。ここで一つ附言しておきたいことがある。今まで述べてきた經典積文の字体注とは「本又作○」「或作○」「馬本作○」「除本作○」等の別本の別字体のことであり、唐鈔本系經典積文に多数見られ、通志堂本で削除されてしまう「古○字」「古文○」という形の古文に関する字体注ではないということである。古文尚書平安中期点には次に掲げるような古文字体に関する書入れ注がある。

（「○字」型）（12例）

③⑤ 𠄎<sup>𠄎字</sup>（九・一二オ7）

③⑥ 𠄎<sup>𠄎字</sup>（神・七ウ7）

③⑦ 𠄎<sup>𠄎字</sup>（神・四オ5）

③⑧ 𠄎<sup>𠄎字</sup>（九・七オ3）

（「古○字」型）（8例）

③⑨ 𠄎<sup>𠄎字</sup>（九・六・オ7）

④① 𠄎<sup>𠄎字</sup>（九・八ウ5）

④① 𠄎<sup>𠄎字</sup>（岩15）

右掲のように「○字」型と「古○字」型の二種の書入れ字体注があるが、㉔と㉕の例から「○字」型は「古○字」型の「古」が省略されたものであり、本質的には何等区別のない注記であると判断される。これらの例の中には朱点発の施された㉖㉗のような例があるが、他には朱点発が施されていない。恐らく朱点発はこれら古文に関する字体注とは無関係であるからであろう。又、唐鈔本系の經典釈文には古文に関する注記が多い。もし朱点発がこれらと関係を有するとするならば、朱点発の用例はもっと多数にのぼるはずである。

## 五、おわりに

古文尚書平安中期点における朱声点・点発について經典釈文と比較しつつ、朱声点と唐鈔本系經典釈文の音注との関係、注意点（注示符）と固有名詞に対する義注との関係、朱点発と本文の異同、別本の別字体に関する注との関係を述べてきた。ただ、これら朱声点・点発が唐鈔本系經典釈文によって施されたものであるとしながらも、唐鈔本系尚書釈文と平安中期点本文とが対応する部分が現存せず、相当に改変された通志堂本尚書釈文との比較を余儀なくされた。かゆい所に手の届かぬもどかしさをどうする事もできないのが残念である。しかし、以上の考察によって、尚書の学習における經典釈文の利用という従来の研究に対して、一つの例証を増すことはできたであろうと思われる。本稿に述べたような經典釈文の利用が平安中期の経書訓読・学習の場において他の資料にも認められることができるのか、特に朱点発の如き機能を有する符号が他の資料に使用されるのか、或いは独り本資料にのみ使用されるのかという問題については今後の研究課題である。

## 注

- (1) 主な論文・著書を掲げる。足利衍述『鎌倉室町時代の儒教』（昭和七年十二月、日本古典全集刊行会）。新見保秀「我国古伝論語諸古写本に書入られた論語釈文の性格と価値」（日本中国学会報第九集、昭和三十二年十月）。同「我国論語諸古写本に書入られた『論語釈文』中の「一本」と「摺本」について」（斯文第二十三号、昭和三十四年一月）。同「我国古伝論語古写本に書入られた論語釈文の音韻学的性格と価値」（斯文第二十八号、昭和三十五年十月）。沼本克明「古文尚書平安中期点の字音注記の出典について」（国語学第七十八集、昭和十四年九月、『平安鎌倉時代に於る日本漢字音に就ての研究』に再録）。同「中原本論語卷第四・八に引用された論語釈文の性格と論語訓読に於る影響について」（『高山寺古訓点資料第一』昭和五十五年二月、東京大学出版会）。松本光隆「漢書楊雄伝天曆二年点における訓読の方法」（国語学第二百二十八集、昭和五十七年三月）。
- (2) 沼本克明、注（1）論文、著書。
- (3) 以下、本稿における考察はこの複製本をもとにし、小林芳規先生に御貸与頂いた移点本を参考にして行う。なお、用例掲出に当って、岩崎本・九条本・神田本を各々「岩」「九」「神」と略記する。
- (4) 吉澤義則「尚書及び日本書記古鈔本に加へられたる平古止点に就て」（岩崎本複製本附載、大正八年三月）。
- (5) 昭和六十・六十一年度広島大学大学院の御授業における資料をもとにして、私に若干手を入れた。
- (6) 『平安鎌倉時代における漢籍訓読の国語史的研究』二八頁。
- (7) 石塚晴通氏は「岩崎本古文尚書・毛詩の訓点」（東洋文庫書報第十五号・昭和五十九年三月）の中で「漢字の左傍の朱点は『經典釈文』との対応……を示すものと見られる」と説かれる。
- (8) 用例の算出に当って便宜的に次のような操作を行ったために、実際の朱声点・点発の数より数値が若干少なくなっていることを断っておく。

○淮（平） 巨・（下中夾） 蟻珠（岩25）

○・九（上中夾） 江・（平） （岩40）

等の例を各々一例として算出する。

(9) 表中「道」について、十三經注疏本、通志堂本經典積文ともに「導」に作る。字体の問題があるが今は古文尚書に従って「道」で掲げ、対応例として扱う。又、九条本三才8の「道」には去声点の他に、去声よりやや下にずれる位置に朱声点がある。これも去声点と見るか、或いはヲコト点「を」と解するべきか未詳。

(10) 涵芬楼秘笈第四集所收。

(11) 敦煌本と通志堂本との字体の差異は考慮に入れない。なお用例数は数え方によって若干変化すると思われる。  
(12・13・14) 沼本克明『平安鎌倉時代に於る日本漢字音に就ての研究』（昭和五十七年三月、武蔵野書院）。

(15) この「爲臣僕」における本文の異同について尚書注疏校勘記（巻第十）では「按説文云古本僕（フツ）字從臣作僕、恐此是、古本作僕後折爲二字、積文所云一本是也」と説いている。「僕」字左傍双点はこの「僕」字との関係と考えられるかもしれない。

(16) ②の諸例に比して③では第二類の割合が高い。このことから、尚書本文字体と經典積文注記中字体とが一致する場合に点発が施されることがなかったのかとも考えられる。しかし例外も多く存しており、なお検討を要するであろう。

(17) 尚書注疏校勘記（巻第十一）では「唐石經是字旁注、按漢書五行志引此經無是字」と説く。

(18) 尚書注疏校勘記（巻第十四）では「古本作而亦爲亂行也、正義曰俗本云不爲亂行、定本云亦爲亂行、俗本誤也」と説く。

（附記） 本稿を成すに当り小林芳規先生には数々の御意見・御助言を賜った。又、高永茂氏にも大変お世話になった。ここに記してお礼申し上げる。

（補記） 本稿投稿後、第五十五回訓点学会（昭和六十一年十月十七日）において口頭発表する機会を与えて頂いた。席上、又、その後、石塚晴通、小助川貞次両氏より有益な御意見を賜った。特に石塚氏には、本資料の声点が大の二種を有すること、破音点と点発との関係等多くの御教示を賜ったが、本稿に生かすことができなかつた。お礼とともに心よりおわび申し上げる次第である。今後、更に検討してゆきたいと思う。

On Syusyōten (朱声点) and Tenpatsu (点発)  
in Heian-chūki-Ten (平安中期点) of the Kobunshōjo (古文尚書)

Takuji HARA

There are not only Shōten (声点) pointed in cinnabar, but also two-points (双点) and three-points (三点) which are called Tenpatsu and pointed in cinnabar on the left side of letters in Heian-chūki-Ten of the Kobunshōjo. Heian-chūki-Ten of the Kobunshōjo is one kind of Kun-Ten (訓点). These are the points that were affixed to letters in the middle of the Heian era.

The aim of this thesis is to investigate the relation among Shōten, Tenpatsu, and the Keitensyakumon (經典积文), according to the previous study the Keitensyakumon was used to learn and read Shojō (尚書) in the Heian era. And this thesis gives some insight into the function of Tenpatsu which has not been obvious yet.